



2022年5月23日

各 位

会社名 神奈川中央交通株式会社  
代表者名 取締役社長 堀 康紀  
(コード番号 9081 東証プライム)  
問合せ先 経営戦略部 I R担当課長 村山 大輔  
(TEL 0463-22-8894)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日(2022年5月23日)開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第148回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、機動的な意思決定を可能とするため、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設等を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
  - ③ 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線の部分は、変更箇所を示しております。)

現行定款	定款変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会</p> <p><u>(2)監査役</u></p> <p><u>(3)監査役会</u></p> <p>(4)会計監査人</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p><u>(2)監査等委員会</u></p> <p>(3)会計監査人</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p>

現行定款	定款変更案
<p>(員数及び選任方法)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>11名以内とし、株主総会で選任する。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>2 <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法律省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>7名以内とする。</u></p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 <u>取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	定款変更案
<p>2 <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (取締役会規程)</p> <p>第21条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。 (取締役会の招集)</p> <p>第22条 取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 (代表取締役等)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名<u>及び相談役若干名</u>を定めることができる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益<u>(以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第22条 &lt;条文は現行通り&gt;</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 &lt;条文は現行通り&gt;</p> <p>(代表取締役等)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。 (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>

現行定款	定款変更案
<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第26条 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (員数及び選任方法)</p> <p>第27条 当社の監査役は、4名以内とし、株主総会で選任する。</p> <p>2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第30条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>で定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第31条 <u>監査役会</u>を招集するには、会日の3日前までに各<u>監査役</u>に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 &lt;条文は現行通り&gt;</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査等委員</u>を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>で定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会</u>を招集するには、会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p>

現行定款	定款変更案
<p><u>(報酬等)</u>  <u>第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によ</u>  <u>って定める。</u></p> <p><u>(監査役との責任限定契約)</u>  <u>第 33 条 当社は、監査役との間で、当該監査役</u>  <u>の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意</u>  <u>でかつ重大な過失がないときは、法令が定める</u>  <u>額を限度として責任を負担する契約を締結する</u>  <u>ことができる。</u></p> <p><u>(選任方法)</u>  <u>第 34 条 会計監査人は、株主総会で選任する。</u></p> <p><u>(任期)</u>  <u>第 35 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に</u>  <u>終了する事業年度のうち最終のものに関する定</u>  <u>時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>2 前項の定時株主総会において、別段の決議が</u>  <u>なされないときは、当該定時株主総会において</u>  <u>再任されたものとする。</u></p> <p><u>(会計監査人との責任限定契約)</u>  <u>第 36 条 当社は、会計監査人との間で、当該会</u>  <u>計監査人の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につ</u>  <u>き、善意でかつ重大な過失がないときは、法令</u>  <u>が定める額を限度として責任を負担する契約を</u>  <u>締結することができる。</u></p> <p><u>(事業年度)</u>  <u>第 37 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から</u>  <u>翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。</u></p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u>  <u>第 38 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月</u>  <u>3 1 日とする。</u></p> <p><u>(中間配当)</u>  <u>第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、毎</u>  <u>年 9 月 3 0 日を基準日として中間配当をす</u>  <u>ることができる。</u></p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u>  <u>第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払</u>  <u>開始の日から満 3 年を経過してもなお受領され</u>  <u>ないときは、当社はその支払の義務を免れ</u>  <u>る。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>第 32 条～第 38 条 &lt;条数を繰り上げ、条文は現 行通り&gt;</p>

現行定款	定款変更案
	<p>(附則)</p> <p>1 <u>定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日      2022 年 6 月 29 日  
定款変更の効力発生日                      2022 年 6 月 29 日

以 上